

市川市市民活動団体支援制度審査会会議録

1. 日時：平成27年7月1日（水） 10時～12時
2. 場所：市川市ボランティア・NPO活動センター
3. 目的：新制度についての検討会
4. 出席委員：金丸委員長、小笠原副委員長、原科委員、吉田委員、小野委員、佐藤委員、鈴木委員（7名）
5. 事務局：佐藤、佐久間、辻

6. 討議内容

●事務局：佐久間

ただいまから、平成27年度第2回市川市市民活動団体支援制度審査会を開催いたします。本日の会議は公開としております。また、会議録については団体名を除き公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴者はありません。

（配布資料の確認）

まず、ボランティア・NPO課長の佐藤よりご挨拶をさせていただきます。

●事務局：佐藤

こんにちは、雨の中お集まりいただきありがとうございます。

今日は、1%支援制度に変わる新しい制度について説明をさせていただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

合わせて、新しい制度に関する団体アンケート、パブリックコメントの実施報告もさせていただきますので、忌憚のない意見をお願いします。

●事務局：佐久間

それではここから、金丸会長に進行をバトンタッチさせていただきます。

●金丸委員

それでは、次第にしたがい会議を進行します。新制度の概要について、事務局から説明をお願いします。

●事務局：佐藤

（A3資料にて説明）

1%支援制度の目的は、1：市民活動団体の活動の促進、2：税の使いみちへの意識を高める、3：ボランティア活動への関心を高めることとで、税の使い方を選択することにより納税意欲を高めることについては、高い評価をいただいております。一方、10年が経過し、

社会情勢、ボランティアをとりまく状況の変化、市民のサービスに対する要望の変化、また、個人ボランティアへの支援も期待されています。

課題としては、投票数が増えず、6割の団体が事業費の1/2の支援が得られないため、やりたい事業ができない、サービスができないという状況を招いていることです。また、補助金といいながら、その金額が60数万から8,000円という開きもあるのが現実です。併せて、制度運営に補助金1,200万円と同じくらいの事務費がかかっているため、事務軽減を行い団体への補助金を2倍にしたほうが良いのではないかと、などの矛盾点もあります。

投票数も約24万人の納税者のうち1万人に満たない3%程度に留まっている状況の中で、団体の事業をPRすることによって市民に知ってもらえた、税金の使いみちについての意識も高まったという良い点もあったが、10年たった今、支援の方法を変える見直しの機会であろうと思っています。

(補助金はAの方法)

「団体への支援」は、簡単にいうと補助金制度です。団体から必要な計画を出してもらい、審査会で審査したうえで、必要な補助金を出し、事業の成果を出していただくものです。補助金額は、市民による投票をなくすために、市民活動にふさわしいであろう限度である30万円という上限を設定しています。力のある団体は、他の補助金等にもチャレンジしてもらい、まずは30万円以下の規模の事業を応援していきたいと思っています。

また、1%支援は、補助期間の年数制限がなかったため、事業がマンネリ化する、変わる努力をしないということがあったように思います。補助金は永遠に続くものではないため、一定の期間の中で、自立を目指してもらうことも必要ではないかと思い、3年という期限を設けています。3年間で事業の評価を行い、社会的に評価されれば、以後も15万円に上限は変わりますが、引き続き支援を続けていきます。団体には、3年経過後には新たな事業を生み出す努力もしていただきたいと思っています。

審査会では、市が支援するに適した事業、補助するに値する事業かどうかという視点で判断していただくようにします。

市民が選択する部分は、本来は市民が直接各団体に寄附をして支えるべきであり、望ましいと思っていますが、日本はまだ寄附文化が根づいていないため、市の基金への寄附を募ること(B案)を考えています。1%支援制度も個人が支援(寄附)することができるようになったら、制度としては終わりであると考えていましたが、なかなか市民活動団体への寄附にはつながりませんでした。そこで、ふるさと納税を受け皿にして、寄附という形で市民が自らお金を出すという習慣をつけていきたいと思っています。企業等へ寄附の働きかけもします。

基金は、個別の団体への支援ではなく全体を支える。また、個人ボランティアの促進を図るために使う予定です。

支援の方法は変わりますが支援は続ける。また、支援額を少なくするということでもありません。概略は以上です。

●事務局：佐久間

6月6日から行っているパブリックコメント、また、制度を利用する立場からの意見をいただくため平成25年度から27年度に1%支援制度に参加している団体にアンケートを行っていますので、6月30日現在での報告をいたします。

(配布資料3) パブリックコメントは2件です。

1件は、審査項目に関するもの。

2件目は、4年目以降、上限が15万円に減額されるが、社会貢献活動で必要とされる事業であれば、減額をしなくても良いのではないかと、というもので、市の提案を見直して欲しいという意見です。

(配布資料4) 団体アンケート 配布137件、回答は80件(回収率58%)

問1：補助金申請の提出書類が新しい制度では簡素化されることについて、96%が評価する、概ね評価するとしています。

問2：審査基準が満たされれば市民による届出でなく、審査会の審査を経て補助金が交付されることについては、90%が評価する、概ね評価するとしています。

問3：補助金に上限30万円を設定することについては、86%が評価する、概ね評価するとしています。

問4：パブリックコメントで意見がでているところですが、4年目以降について補助金の上限を15万円に減額することについて、59%が評価する、概ね評価するとしています。

問5：市民や企業に寄附を募り総合支援を行うこと、これはBの制度ですが、86%が評価する、概ね評価するとしています。

問6：補助金以外に必要な支援はありますか、と尋ねたところ、場所(公的施設の減免)の支援、人(人材育成、会員募集などの手当て)の支援を希望する団体が、50%以上ありました。

問7：個人ボランティア活動促進に必要な支援については、個人ボランティアに関する情報をもっと提供して欲しいという意見が半数近くありました。

その他、自由記述欄には、53団体からの意見があり、意見を分類すると、新しい制度を了解した、または頑張ってください、という意見が17件。1%支援制度のほうがよいので継続して欲しいという意見は14件ありました。その他は、質問や制度以外の要望等になります。アンケートの内容については以上です。

●金丸委員

これから討議に入りたいと思います。新しい制度は 2 本立ての制度になったという変更ですが、これについて意見・質問はありますか。挙手をいただき指名を受けて発言をお願いします。

●原科委員

簡素化という点では非常によいと思います。ただ、納税意欲を高めるという点が欠落してしまい、ふるさと納税で基金に積みたてるという B 案・市民活動総合支援で満たせるか疑問です。

企業や市民からの寄附とあるが、ふるさと納税は寄附とは違うのではないか。ふるさと納税は税金の使い方ではないか。説明と図の表現が違うのではないと思います。税金の使い方であれば、平行して情報公開を進めていかないといけないと思います。

●事務局：佐藤

現時点では市民選択の代わりになるものがみつからない。

まずは、市民がふるさと納税の仕組みを使って「寄附をする」という意識を持ってもらえるようにしていきたいと思います。市民の思いを伝える方法については知恵をいただきたいと思います。また、今後は、税金がどう使われているのか、活動を報告していくことも大事だと思います。

●佐藤委員

総合支援 B について、市川市はふるさと納税が web でできるようになっているが、どのくらいの金額が集まっているのか教えてください。

●事務局：佐藤

現在は、T ポイントの還元があるため昨年度実績で、4,500 万円くらいあります。ただし今後、

T ポイントを出せなくなった時にどうなるかは疑問です。今回は、インターネット決裁の際に、市民活動を応援するボタンをつけて、選んでもらいやすい仕組みを検討しています。

●佐藤委員

1%支援制度は特定の団体を支援したい、という市民の気持ちを示せる場があったはず。支援がどこに行くか分からないならやめてしまおう、ということにならないか危惧します。また、現在、企業からの寄附はどのくらいあるのですか。

●事務局：佐藤

現在、市民花火大会等への寄附はあるが、市民活動団体への支援については、新たな受け皿として基金を設ける予定です。

●原科委員

団体は指名できますか。

●事務局：佐藤

できません。

●金丸委員

今回は、そこが大きな変更ですね。基金は今もありますが、そればどうなりますか

●事務局：佐藤

1%の条例がなくなるので基金もなくなりますが、積み立てた金額は、新しい基金に引き継ぐようにしたいと考えています。

●小笠原委員

市の支援は、Bの寄附にもありますか。

●事務局：佐藤

市の支援は、Aの個別団体事業への支援である補助金のみで、Bの基金は、あくまでも市民のみなさんや企業等からの寄附を積み立てます。

●小野委員

市の補助金であれば、予算をあらかじめ決めないといけないですね。予想している2,000万円を超えた申請があった場合はどうしますか。

●事務局：佐藤

追加予算、補正予算は組めないなので、支援金を按分することも検討しなくてはいけない、と思っています。ただし、4年目からは上限が低くなるので、H26年の参加団体でシュミレーションし、予算内に収まると予想しています。

●小野委員

4年目以降でなく、来年、新しい制度が始まった時に沢山の申請があった場合、初年度でいきなりきってしまうのは可哀想ではないですか。

●事務局：佐藤

現在の団体、プラス1、2割の団体が増えても、予算内に収まる予想をしています。また、補助金になるので、支出項目等についても認める費目をより厳格に決め、審査をする予定です。

●原科委員

審査会の役割が重要になるということですね。

●小野委員

今まで、支援金が8,000円程度の団体が、30万もらえとなれば、沢山申請してくると思います。

●事務局：佐藤

申請された内容は、審査会でしっかり審議していただく。審査に必要な基準を細かに決めていきたいと思います。また、審査会の人数を増やし、申請数を半分に分けて審査するなど工夫も必要だと考えています。

●金丸委員

審査会の責任が重くなるということですね。

●事務局：佐藤

最終的には市長が結論を出すので、審査会に全ての責任があるということではありません。ただし、今まで以上に明確な審査基準が必要であると考えており、1%支援制度で10年蓄積したノウハウで審査基準についてもみなさんに協力していただき検討していきたいと思っています。

●原科委員

新しい制度については、情報公開の意味で議事録に団体名をだし、審査の内容を公開する必要があると思います。

●吉田委員

制度の対象ですが、補助金を出すA施策の対象は、力のある団体というより、立ち上げたばかりの団体であり、市民活動の裾野を広げることを狙いとしているということで良いですか。

また、1%支援制度は市民の投票があったので、団体も届出をしてもらうために一定の努力をしていたはずですが。新制度では、市民の届出がなくなり3年間という期限を設けるわ

けので、その後、制度から卒業してもらうためのお金以外の支援（相談、コンサルテーション等）を考えなくてはいけないと思います。

補助金の支援がなくなったら事業ができない、ということは避けなければいけないので、次のステップをどのように描いているか教えてください。

●事務局：佐藤

新制度では、団体に3年間で事業の結果についてフィードバックしていきながら、次のステップを相談する機会を設けていきたいと思っています。事業によっては、民間の支援を提案することも必要。また、上限が15万になっても事業を継続できる団体も多いと思う。

●小笠原委員

子どもの育成を目的に、4年、5年と長く事業を行っているスポーツ団体は、その事業自体が大切なものだと思うのですが、そのようなスポーツ団体の3年で自立ということをどのように説明しますか。

●事務局：佐藤

団体には、支出を減ら努力とともに、受益者負担として参加費の徴収、または寄附をもらうなどの収入の部分についての工夫をしてもらうようお願いしていきたいと思っています。

●原科委員

本当に公益性があるものは10年でも、20年でも続けてよいのに、3年の期限を設けることをネガティブに聞こえてしまう団体があるかもしれないので、説明が難しいと思われます。

●事務局：佐藤

一度、期限を決めないと、だらだらと続いていくことは良いとは思っていません。

●原科委員

状況の変化に対応できないことはマンネリであるが、良いことを継続するのはマンネリではない。

●小野委員

たとえば剣道の大会は、3年たったら子どもたちは同じでなく、新しい人になっている。事業は同じでも人が変わるというのも大事ではないですか。

●事務局：佐藤

新しい制度（案）として提示しているのですが、4年目以降は原則15万円だが、審査会で必要と認められる事業にはプラスできるような制度にする必要があるかどうか検討いただきたい。

●金丸委員

継続の考え方ですが、同じ団体でも事業が変われば1年目として良いのですね。

●佐藤委員

3年継続し、1年だけ違う事業を行った場合、前の事業を復活したら新しい事業とするのかなど、考え方が難しいですね。

●吉田委員

新しい制度も、団体補助ではなく事業補助なので、その考え方になりますね。制度の考え方としては、新しい事業が増えれば、市民のサービスも充実するということですね。そして、できれば継続する事業は自立して行って欲しいということですね。

●佐藤委員

市民にとっても色々なサービスがあったほうがよいですね。

●原科委員

色々なサービスがあるのは良いが、反対に社会的に必要な事業を3年で切るのはいかがなものか。本当に公共性が高く必要な事業であれば、市の事業にすべきではないですか。その道がないと事業が消えてしまうのではないかと危惧します。

●吉田委員

出口のイメージが大事だと思います。市の施策にするという道が作れるかどうか。もしくは、団体も自分たちで事業化する、寄付を集めるなどの道が作れるかどうか。そのようなイメージをするために3年間があるということですね。

●金丸委員

まず、原則3年という期限があること。そもそも上限金額があるというのは、みなさんどうですか。

●小野委員

現在、上限を上回る支援金をもらっている団体の反応が心配です。

●吉田委員

新しい支援が、スタートアップ支援、事業を生み出す支援という位置づけであれば、30万円という上限は良いと思います。

その後、自立に向けてステップアップの施策がつかれるかどうかを検討すれば良いと思います。

●事務局：佐藤

スタートアップなら補助率をあげて欲しいという意見もあったが、まずは事業費の1/2、上限30万円で進めて、その後は必要に応じて他の制度も検討したいと考えています。

●原科委員

4年目以降、上限15万円はそのまま続くのですね。

●事務局：佐藤

大事な事業もあるので、3年ごとに審査を行い継続が認められれば続きます。15万円にプラスできる余地を持つ必要があるのか検討したいと考えます。

●小笠原委員

新しい制度では事務量の軽減をうたっているが、事業費の1/2しか支援しないのに、すべての事業費を対象に審査するのであれば、審査会の事務量は変わらない。補助金額の範囲を審査するなど、審査会の事務量軽減も検討して欲しい。公益性があることが分かれば、対象金額のみの審査で良いのではないかと思います。

●事務局：佐藤

事業全体を確認しないと対象となる1/2の確定もできないため必要な審査であると考えています。審査会の事務量軽減ということは、審査員の人数を増やしグループに分け、1人の方に見ていただく団体数を50団体にするなどの工夫を検討します。

●小笠原委員

分かりました。

●金丸委員

時間が少なくなりましたので、次の課題へ進みます。討議しきれない部分は次回の審査会でも討議したいと思います。では、次の課題である審査項目について意見をいただきたいと思っています。まずは事務局から説明をお願いします。

●事務局：佐久間

審査基準（配布資料5）について説明

まず、新しい制度の補助金部分については、市民の届出ではなく、審査会による審査を経て、補助金を支給することとします。審査の基準は、市民の理解が得られるかを基本に考えています。

現在の1%支援制度と異なる点を中心に説明します。

対象となる事業の適用要件は、1. 団体要件、2. 事業要件、3. 事業の妥当性に関する要件です。

団体要件は、社会貢献に係る分野の活動を行うことを主たる目的とすることは現行の制度と同様ですが、分野を明確にするために、規則にNPO法に準拠した20分野を明示します。異なる点として、規約、会則、定款等を有し、総会等により決算報告の承認を受けていることとし、規律ある団体運営をしているものを支援対象としたいと考えています。

また、構成員が特定の個人に限定しないことは、自由に入退会ができる開かれた団体であること。

過去に虚偽の申請をしていないこととし、ペナルティーは、一定期間（5年間）申請できないこととします。

自治会、町会、商店会、公益法人等は支援の対象に含めないことを明記しました。

その他、団体要件で大きく変わったところはありません。

事業要件も現在の制度と変わりません。

最後の事業の妥当性は、現在、市民の投票があったことに代わる基準となるもので、4つの視点で構成されています。

妥当性の1は、市が補助金交付を行うことが客観的にみて必要な事業であるか。

①補助をすることに市民の理解が得られるかは、たとえばマージャンを利用した福祉の増進などギャンブル性が感じられる方法などを用いた事業は、事業内容を考慮し判断するということです。

②地域課題を解決する事業かについては、受益者の範囲を市民に限定し、平和や、国民に利益が及ぶものは国が行うべきものとして外したらどうかという提案です。

妥当性の2は、事業目的を達成できる具体的な内容になっているかの判断です。①市民活動団体の目的と事業目的があっているか。②セミナー、講演会、見学会などの事業では、団体の構成員以外に一定数の市民の参加が見込まれるかを判断します。4年目以降の継続審査で、市民の参加が見られない場合は継続不可としても良いのではと考えています。ただし、障害者、高齢者の福祉の増進を目的とする事業は例外と考えます。また、一定の割合

とは、現在の事業報告を精査した結果で 20 人を想定しています。

広報活動をしているか。受益者を増やす努力をしている事業を補助対象としたいということです。

妥当性の 3 は、実現性のある事業であるかの判断です。

事業方法が適正で、実行可能な体制がとられているかどうか。事業を行う会場等が確保されているか、補助金以外の収入が確保されているか、事業規模に見合った団体内の体制が整っているか、大規模な事業を計画しているのに団体構成員が少ないなど安全性を確保する上でも問題がないか、などを考えています。

妥当性の 4 は、事業の収入／支出が適切かどうか、不適切な支出の計上がないかの判断です。

収入については、補助金に頼らない事業運営を目指していただくために、参加費を取るべきと思われる事業、たとえばセミナー、見学会、相談会等では、一定の収入（10%程度）を見込んでいるか等を基準としたいと考えています。

支出については、今までの審査会で意見をいただいていることを加味し、実施事業で直接発生する経費かどうか。例えば、準備、打ち合わせ、練習については対象経費から除く、また、1%支援制度と同様に団体の維持管理は除くなどを考えています。

事業費の金額算定の対象とならないものについては、関連団体への支出、団体構成員への講師謝礼等、トロフィー、メダル、参加賞など参加者に与えられる記念品、備品購入費としています。

認めるものは、報償費、これは専門的な技能、知識を持つ方への講師の謝礼、上限 50,000 円、演劇等の上演料なども含めると考えます。その他、交通費、消耗品費、原材料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料等です。交通費は、原則、領収書のあるもの（公的機関は不要）。また、資材搬入は交通費に含めます。消耗品と備品の区別をするため、園芸用品の扱いをどうする等の課題がありましたので、金額と使用可能限度年限も考慮し、消耗品の定義をきちんと行います。また、食糧費と原材料費の明確化。無償ボランティアの方への弁当代は上限 600 円。交流会の食事代も参加費を徴収していることを条件に上限 600 円と考えています。

最後に、事業報告を見る際の審査項目になりますが、総事業費に対する制限として、補助金を上回る事業費がないかの確認です。収益を寄附する目的の事業については、寄附後に収益がある場合に補助金から減額するものと考えています。以上です。

●金丸委員

討議時間が少ないので、次回の審査会でも引き続き検討することとしたいと思いますので、

全体通しての意見、質問をお願いします。

●小野委員

新しい制度で補助金になる場合、食糧費は入れないほうが良いのではないかと。市川市の他の補助金で食糧費が認められているか。監査で問題にならないかなどが気になります。

●事務局：佐藤

監査の問題はないと思います。また、市の他の補助金では食糧費が対象になっていないかもしれませんが、この制度は、無償で行う市民活動、ボランティア活動を対象とした事業への補助金なので、他と合わせなくてもよいのではないかと考えますが、委員の方々にご意見をいただきたいと思います。

●吉田委員

食糧費については、対象としてはいけない、とは思わないが、3年という補助期間が終わってしまったら弁当がでない、事業が続かない、ということは避けなくてはならないので、団体に注意を促すべきだと思います。

●小野委員

どこにいたって食事はする。色々なものが削減されている中、税金なのでシビアになったほうが良いというのが私の考えです。他の自治体でも食糧費については対象外としているところが多いことから検討が必要ではないかと思っています。

●原科委員

交流を目的とした場合の食事代は認めるとしても、ボランティアへの弁当代としての食糧費は対象外としても良いかもしれませんが。ボランティアの謝礼の意味合いになると趣旨が誤解される可能性があります。

●事務局：佐藤

小野委員からの提案を受けて、次回も継続して議論をお願いいたします。

●小野委員

パブリックコメントで5人以上の構成員を有するというのがありますが、追記をして欲しいと思います。現在、役員名簿を確認すると、市川市民が1人しかいない、という団体も見受けられ、市川市の補助金である以上、たとえば過半数は市川市の在住、在勤、在学にしたらかどうかと考えます。

●吉田委員

以前も議論になったと思いますが、他市に住む方であっても、市川市民に貢献する活動をしていけば良いのではないかと思います。

●小野委員

市川市民をもっと巻き込む意味でも、市川市に在住、在勤、在学ということで構成員の基準を設けたらどうでしょうかという提言です。

●吉田委員

市川市民の参加の機会を開いていこうという趣旨であれば、検討しても良いでしょうか。

●佐藤委員

今の関連として、妥当性で 20 名以上の市民の受益者とありますが、過半数の市民としたらどうでしょうか。現在の事業で市民が少ない事業もあったので、在勤、在学を含めて受益者の過半数を市民とするようにしたらどうかと思います。

●原科委員

地域課題の中で平和運動のようなものが外れるのが気になります。平和ということはみんなが考えることで、市川市民の一定数があれば対象としても良いのではないのでしょうか。地球規模のものを排除するはどうかと思います。

●吉田委員

受益者の範囲が市民を越えていても、市民にも裨益^{ひえき}していれば良いと考えます。先ほどの過半数の市民というところで確認できれば良いのではないのでしょうか。

●事務局：佐藤

市の地域課題をどう定義するか、という事だと思います。

●吉田委員

市民が裨益^{ひえき}していることが分かれば、それが外に広がっても良いと思います。市の外にでたらアウトはおかしい。一定数の市民に裨益^{ひえき}しているか、の判断ができれば、それで良いのではないのでしょうか。

●事務局：佐藤

引き続きの議論をお願いします。

●吉田委員

いくつかの基準で、障がい者、高齢者を対象とした事業は除くというのがありますが、こども福祉という分野もあるので、そこだけ例外にするのはどうかと思います。

●事務局：佐藤

色々な分野はありますが、受益者、参加できる方が限られてしまうケースが多いので配慮したいと思っています。引き続きの議論をお願いします。

●吉田委員

もう一つ、対象団体から公益財団法人、公益社団法人、等々を限定して除く理由を教えてください。限定列挙なので、それ以外の非営利の法人は良いということになってしまう。範囲のバランスを検討したほうが良いのではないのでしょうか。また、一般社団や財団法人は、比較調査を行いました。実態としてはNPO法人と変わらないという結果がでてるので、外してしまうのはどうかと思います。検討をお願いします。

●金丸委員

先ほどの障がい者、高齢者もそうですが、限定的な文言になっているところは、幅を持たせて、実際は審査会で検討することにしたら良いのではないかと思います。

●吉田委員

制度のところでもいい忘れませんが、かけたコストによってどれだけの成果がでたのか、バランスをみるのが大事なので、その設計が必要ではないかと思います。

●事務局：佐藤

新しい制度では評価をしっかりしていきたいと思っています。市民にどれだけ還元されているかがわかれば、事業を継続して良いという判断もできる。結果は市民に伝えるだけでなく、団体へのフィードバックも必要だと思っています。

●佐藤委員

評価の方法については、吉田委員に教えてほしい。

もう一つ、支出で、準備、打ち合わせ、練習等は外すとありますが、今までは認めていた部分ですね。

●事務局：佐藤

他市では、発表会、演奏会自体を対象としない、というところもありますが、市川市では演奏会等は市民のために行うということであれば、対象としたいと思っています。ただし、

その準備、技術の向上という点は、対象外としたいと思います。慰問をするための準備を対象外としても良いのかなど、まだ議論しなくてはいけない点はあると思っていますので、よろしくをお願いします。

●金丸委員

本日は、時間になったので議論は終了しますが、次回の審査会で引き続き検討をしていきます。お疲れ様でした。

●事務局より連絡

次回の審査会は、8月7日（金）14時から17時。変更申請の審査とともに、継続して新しい制度の審査基準について検討をお願いしたいと思います。

変更審査部分については、団体審査部分は非公開、会議録は原則公開をお願いします。

以上